

鳥羽市運動施設指定管理者募集要項

1 業務名

鳥羽市運動施設指定管理業務委託

2 募集の目的

鳥羽市運動施設（以下「運動施設」という。）は、市民のスポーツ・文化・芸術活動を促進するとともに、スポーツ大会や合宿、講演会や会議等の様々なイベントの開催を通じ、市域の活性化を目指す、市の重要な施設です。

この施設の管理運営について、民間事業者が有するノウハウを最大限に活用することにより利便性向上を図り、もって住民サービスの質の向上と地域振興を図っていくことを目的として、指定管理者による管理を行うこととします。

3 管理を行う施設

鳥羽市運動施設（鳥羽市民体育館ほか全7施設）

詳細は、下記を参照してください。

別添1 「鳥羽市運動施設指定管理業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」

別添2 「鳥羽市運動施設指定管理業務にかかる積算内訳（以下、「積算内訳」という。）」

別添3 「施設の管理状況」

別添4 「リスク分担表」

4 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。

5 選定方法及び選定基準

公募型プロポーザルにより、指定管理者の候補者を決定します。選定基準は、別添5「鳥羽市運動施設指定管理業務選定基準（以下、「選定基準」という。）」をご確認ください。

6 応募資格

応募することができるのは、アからカまでの要件を満たし、安全かつ円滑に施設を管理し、運動施設の設置目的をより効果的・効率的に達成することができる、三重県内に事業所を有する法人その他の団体（法人格は不要。ただし個人は除く。以下「法人等」という。）とします。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方自治体から指定の取り消しを受けたことがないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

- ウ 鳥羽市から入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- エ 税（国税、都道府県税、市町村民税等）を滞納していないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続き開始の申し立てを行っていないこと。
- カ 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者を、法人以外の団体である場合には、その団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
 - (2) 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある法人等でないこと。
 - (3) 法人等でその役員のうち暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
 - (4) 法人等でその役員等のうち暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。

7 募集スケジュール及びその内容

項目	日程・期限（いずれも令和 6 年）
ア 実施公告	9 月 3 日（火）
イ 募集要項等の公表	9 月 3 日（火）
ウ 現地説明会・図面等の閲覧	9 月 18 日（水） 14 時 00 分～（受付：13 時 30 分から） 場所：鳥羽市民体育館 中会議室
エ 質問の受付	9 月 19 日（木）8 時 30 分～ 9 月 25 日（水）17 時 00 分まで
オ 質問への回答	10 月 1 日（火）17 時 00 分まで
カ 応募書類の提出	10 月 2 日（水）～10 月 16 日（水）、8 時 30 分～正午、13 時～17 時 15 分の間（ただし、土曜・日曜・祝日は除く）
キ 応募資格の審査	10 月 17 日（木）
ク プレゼンテーション審査	10 月 23 日（水）午前（時刻は追って連絡します）
ケ 選定結果の通知	審査終了後、速やかに通知します
コ 指定管理者の決定及び協定の締結	鳥羽市議会における議決後の 12 月下旬決定及び締結予定

ア 実施公告

本公募にかかる実施公告の方法は、鳥羽市役所西庁舎前掲示板への掲示によります。

イ 募集要項等の公表

実施公告の後、市ホームページに募集要項、仕様書、様式等の資料を掲載しますので、必要に応じてダウンロードしてください。

ウ 現地説明会・図面等の閲覧

現地説明会や図面等の閲覧を希望する事業者は、9月13日（金）17時15分までに「10 問い合わせ先」に電子メールで申し込んでください。その際の件名は【現地説明会希望】又は【図面等の閲覧希望】と前書きし、続けて応募予定者名を記載してお申し込みください。

エ 質問の受付

募集要項等の内容や応募書類の作成において質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

(1) 提出方法

様式第1号の質問書に質問を記入し、「10 問い合わせ先」に電子メールで送信してください。その際の件名は【質問書提出】と前書きし、続けて応募予定者名を記載して提出してください。

(2) 留意事項

審査その他の意思決定に関する質問は受け付けません。また、質問書の提出の有無は、本件審査に一切影響を与えません。

オ 質問への回答

質問に対する回答は、全て鳥羽市ホームページに記載し公表します。この際、質問内容を要約、分割又は統合し回答することがあります。

カ 応募書類の提出

本件に応募する事業者は、本要項その他公表された資料に記載された事項を全て了知の上、次のとおり応募書類を提出してください。

(1) 提出先

鳥羽市教育委員会生涯学習課スポーツ推進係へ持参又は郵送してください。なお、郵送の場合、提出期限までに必着とします。

(2) 提出書類

次の書類を提出してください。なお、一連の書類の提出をもって、応募資格要件を全て満たしていることを誓約したものとみなします。

内容及び体裁等		様式等
①	指定管理者指定申請書	様式第 2 号
②	法人等の定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類	
③	法人にあつては登記簿謄本（登記事項証明書）	
④	法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し	
⑤	事業計画書（10 ページ以内）（前年度事業報告書を含む）	様式第 3 号
⑥	生涯学習講座計画書（5 か年分）	様式第 4 号
⑦	自主事業計画書（5 か年分）	様式第 5 号
⑧	収支計画書（全体計画）	様式第 6-1 号
	収支計画書（年度別計画）（前年度決算書を含む）	様式第 6-2 号
⑨	経営状況を証明する書類	
	指定申請書を提出する日の属する事業年度の直近 3 年間の事業報告書、収支決算書もしくは損益計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに準ずる書類	
⑩	市税等滞納有無調査承諾書	様式第 7 号
⑪	役員名簿及び管理組織図（職員・従業員等）	様式任意
⑫	最新の国税及び地方税の納税証明書（未納のないことの証明書）（法人税、法人事業税、法人（都道府）県民税、法人市民税、消費税及び地方消費税）	
⑬	プレゼンテーション時に使用する資料（任意提出） （A4 横両面、表紙含め 30 ページ以内）	表紙に応募者名を 明記、様式任意

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 7 部（コピー可）

(4) 提出方法

提出書類の①～⑫は A4 両面印刷として記載順にとりまとめてホチキス止めし、通し番号を中央下に付して提出してください。インデックスの使用等は任意とします。

⑬「プレゼンテーション時に使用する資料」がある場合は A4 横両面印刷ホチキス止めとし、上記①～⑫の別冊として同時に提出してください。これ以降、またこれ以外の補足資料の添付は認めません。

(5) 留意事項

- ・提案にかかる書類の作成経費、提出経費、プレゼンテーション審査出席その他必要となる経費は、全て応募者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は、情報公開の請求によって開示することがあります。

- ・提出された書類の著作権は応募者に帰属しますが、鳥羽市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める場合は、教育委員会が無償で自由に使用できるものとしします。
- ・応募者数が1者のみの場合であっても、審査を実施します。
- ・⑤～⑧の各計画書については、別添1「仕様書」から別添4「リスク分担表」を参照し、十分に検討して作成してください。
- ・⑧の収支計画書作成にあたり、指定管理期間中の指定管理料の年度別及び総額の上限額は次のとおりとしします。各年度の指定管理料の上限額を超えて収支計画に指定管理料を記載した場合は失格となりますので、ご注意ください。

なお、自主事業の収益を本業務に充当する提案を行う場合は、本業務の収支予算書に計上してください。この場合において、損失の計上はできません。また、自主事業の収益を指定管理者の収入とする場合は、指定管理料へは含めないでください。本業務の収支予算書にも計上できません。

（指定管理料年度別及び総額の上限額）

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	総額
41,729,000	41,729,000	41,729,000	41,729,000	41,729,000	208,645,000

（単位：円）

- ・提出された内容について、市から問い合わせをする場合があります。
- ・書類提出後、応募を辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出してください。

キ 応募資格の審査

教育委員会は、応募書類の受付後、応募者が応募資格要件を満たしているかを確認し、その結果を電子メールにて連絡します。

ク プレゼンテーション審査

鳥羽市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーション（30分）及び応募者への質疑（20分）を行い、選定基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

(1) 場所

当日は下記控室に、後日お知らせする審査開始時刻の20分前までにお越しください。

<控室>鳥羽市役所西庁舎4階 第2小会議室

<審査会場>鳥羽市役所西庁舎3階 中会議室

(2) 人数

審査会場に入場できる人数は2名以内とします。

(3) 機材の準備

プロジェクター（入力端子：HDMIほか）及びスクリーンは事務局で準備しますので、パソコンやケーブル等必要な機材はご持参ください。機材の準備に要する時間は、プレゼンテーション審査の時間に含みません。

(4) プレゼンテーションで使用できる資料

「カ 応募書類の提出」「(2)提出書類」以外の資料は使用できません。

ケ 選定結果の通知

審査終了後速やかに電子メールにて結果をお知らせするとともに文書を発送します。

また、結果は鳥羽市ホームページに掲載し、指定管理候補者にあつてはその名称、次点以降の応募者にあつては仮称を表記し、それぞれの審査結果（得点）を公表します。

コ 指定管理者の決定及び協定の締結

鳥羽市議会における指定管理者の指定議案の議決（12月下旬の見込み）を経た後に、指定管理者として決定します。その後、本応募において提出された事業計画書及び収支計画書等をもとに協議を行い、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項、指定管理料等を定めた「年度協定」を締結します。

サ 指定管理候補者の変更

鳥羽市議会の議決が得られないとき、又は指定の手続きの過程で指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときには、指定管理候補者を指定管理者に指定しないことがあります。この場合、第2順位、第3順位者と順次協議を行い、指定管理候補者を変更します。

8 失格事項

本件の募集中、審査中もしくは指定管理者の候補者決定後に、次の要件に該当した応募者は失格とします。また、失格になったことに起因して生じる損害について、市及び教育委員会は一切の責めを負いません。

ア 応募資格審査以後に、応募資格要件を満たさなくなったとき

イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

ウ プレゼンテーション審査に出席できなかつたとき又は指定した時間に開始できなかつたとき

エ 応募された収支計画における各年度の指定管理料が、7カ(5)の留意事項に記載する指定管理料の上限を超えているとき

オ 応募された事業計画や収支計画の実現が困難だと選定委員会が判断したとき

カ 応募書類提出後に事業計画の内容を大幅に縮小したとき

キ 本件の選考結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったことが判明したとき

ク その他不正行為があつたとき

9 その他

1事業者につき応募数は1とします。また、本業務の全部を一括して第三者へ再委託することは認めません。

10 問い合わせ先

鳥羽市教育委員会 生涯学習課 スポーツ推進係

〒517-0022 三重県鳥羽市大明東町1番6号

電話 0599-25-1271

FAX 0599-25-1263

メール sports@city.toba.lg.jp